

# 特許電子図書館を使った先行技術調査

会員 鈴木 利之

## 要 約

この解説記事は、特許出願の明細書に従来技術として記載する先行技術文献を弁理士が特許電子図書館を使って探す、ということ想定しています。先行技術調査をするときの注意点や検索のコツを書いています。

特許調査をあまりやらない A 弁理士と、その友人の特許調査に詳しい B 弁理士との会話形式になっています。実際に特許電子図書館にアクセスして、試しながら読むと、わかりやすいと思います。検索して出てくるヒット件数は、この解説記事を執筆した時点の件数よりも増えると思います。

### 1. 言葉の表記や同義語を意識する

A：こんにちはー。

B：いやー、久しぶり。さっきの電話で、特許電子図書館の勉強、と言っていたけど、調べてみたら、ずいぶん前に、特許電子図書館のことで僕らの会話がパテント誌に載っていたよ。

A：そうだった？

B：Vol. 52, No. 7だから、もう8年も前だね。読んでみると、さすがに古いね。当時は、公報の印刷にはずいぶんと苦労しているね。これを見て思い出したんだけど、申請人識別番号リストというサービスメニューがあったよね。

A：ああ、あれは良かったね、会社の申請人識別番号を調べることができて。本当にどうして無くなったんだろ。

B：それで、きょうは、何が知りたいの？

A：特許電子図書館で先行技術調査をしているんだけど、どうもうまくいかないんだ。時間ばかりかかるし、どこまでやったらいいか際限がないし、それでいて、結果に自信が持てないし……

B：もともと制約が多いんだから、あんまりうまくいかないと思うよ。だいたい、特許電子図書館で調べて調査報告書を書く気はしないね。

A：いや、明細書に記載する公知文献を自分で探すつもりだけなんだけど。

B：それだったらいいけど。

A：Bさんは調査の経験が長いから、特許電子図書館を使う場合でも、何かコツを知っているんじゃないかと思って。

B：それじゃ、課題を出すから、今からこのパソコンでやってみてよ。この課題は、前に、調査の研究会で僕が出したものをアレンジしたもので、ここに書いてある発明を出願すると仮定して、それと同じ発明がすでに出願されていないかどうかを探す調査だよ。

発明の名称：携帯用のスプーンとフォークのセット  
発明の内容

(1) 構成は次のとおりです。

図1を参照。

- ・構成部品は、スプーンの先端部10と、フォークの先端部12と、共通の柄14である。
- ・共通の柄14は、木製の握り部16と、金属製の結合金具18とで構成し、両者を一体に固定する。結合金具18にはメネジ20を形成する。
- ・スプーン先端部10とフォーク先端部12は金属製であり、その結合端部にはオネジ22, 24を形成する。
- ・スプーンを使用するときは、スプーン先端部10と共通の柄14をネジ部で結合し、フォークを使用するときは、フォーク先端部12と共通の

柄 14 をネジ部で結合する。

- ・携帯するときは、分離した状態の共通の柄 14 とスプーン先端部 10 とフォーク先端部 12 を、専用のケースに収納する。

(2) 効果は次のとおりです。

- ・スプーンとフォークは、その長さの半分のところで分離できるので、使用しないときは長さを短くできて、携帯に便利である。
- ・柄が共通になっているので、1本分の柄だけで済み、携帯の際に、容量が少なくなり、重量も軽くなる。
- ・柄の握り部は木製なので、軽量である。結合金具のところだけを金属製にして、結合部分の強度は確保している。

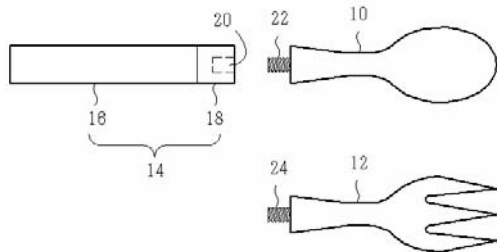


図 1

A：携帯用のスプーンとフォークのセットか。この発明、Bさんが作ったの？

B：まあね。全くの仮想的なもので、似たような発明がありそうだけどね。Aさんの場合、この発明の先行技術調査をどうやるの？ いつもどおりやってくればいいから。でも、ちゃんとやろうとすると結構いろんなことを考えなくちゃいけないから……そうだな、きょうは、共通の柄とスプーン先端部とフォーク先端部の3点の組み合わせのところだけでいいよ。効果としては、スプーンとフォークは、その長さの半分のところで分離できるから、携帯に便利である、ということと、柄が共通になっているから、1本分の柄で済んで、容量が少なくなって、重量も軽くなる、ということかな。

A：この程度の発明じゃ、とても権利は取れそうもないね。

B：そこなんだよ。とても権利が取れそうもない発明について、もしも公知文献があるならば、確実に

それを見つけることができるかどうか、というのが調査の上手下手だと思うけどね。

A：じゃあ、いつもどおりにやってみると、えーと……特許電子図書館の「特許・実用新案検索」の中の「公報テキスト検索」に入って……「検索項目選択」は「要約+請求の範囲」を選んで……「検索キーワード」のボックスには、うーんと、「スプーン」と入れて、スペースを入れてから、「フォーク」と入れて……それから、検索方式は「AND」を選択して……これで、スプーンとフォークの両方が含まれている文献がヒットするはずだから……

B：いつもこんなことをやってるの？

A：いや、とりあえず何件ぐらいあるかを見ようと思っただけ。多かったら、もっと絞るつもりだし……「検索」ボタンをクリックすると……150件か。これを全部見るのは大変だから、ここから絞っていくとして……

B：ちょっと待って、ここから絞っていくの？

A：だって、150件も見る訳にはいかないだろ。

B：うーん、ここまでで相当問題ありだな。ここから絞っていったんじゃ、同じ発明が洩れている危険性が高いよ。

A：そうかなあ。どうして？

B：まず、入力した言葉の問題から、いこうか。まず、スプーンだけど、この長く延ばすところは、長音符号を入れてあるけど、ほかの表記もあるんじゃない？

A：ほかの表記？

B：長く延ばすところは、普通は長音符号だけど、全角マイナス符号を入れても、見た目にはほとんどわからないし、実際、全角マイナス符号で明細書を書いている人もいるようだし。

A：そんな人がいるの？ でも、同じように検索してくれば問題ないのに。

B：特許電子図書館ではダメだね。文字コードの並びを検索しているだけだから、文字コードが違えばヒットしない。有料のデータベースなら、長音符号を入れても、全角マイナス符号を入れても、それを区別せずにどちらも検索してくれるから、気にしなくていいんだけどね。文字コードを区別していることを「公報テキスト検索」で試してみるよ。「要約+請求の範囲」で「スプーン」という

ように長音符号を使って検索すると…… 877 件でしょ。次に、「スプーン」というように全角マイナスを使うと…ほら 10 件になった。

A：本当だ。ほかに、長く延ばす符号はなかったっけ？

B：全角ダッシュとか全角ハイフンや半角ハイフン（半角マイナス）なんかもあるみたいだけど、試してみると、長音符号と全角マイナスの 2 種類だけで良さそうだね。ほかの記号を使って明細書を書いている人はほとんどいないみたいだ。

A：それにしても、877 件に対して 10 件ということは、全角マイナスを使って明細書を書いている人が 1% 以上はいるということか。検索するときには両方を使わなくちゃいけないなんて、ずいぶん面倒だね。

B：次の問題はフォークで……

A：それはもうわかったよ。長音符号だけじゃなくて……

B：そうじゃなくて、「オ」の問題。A さんが入力したのは、「オ」を小さく入力したけど、「オ」を普通の大ききで入力したものも必要で……

A：フォークの「オ」は小さく書くでしょ。これを大きい「オ」で書く人がいるの？

B：調べてみようか。「要約+請求の範囲」で「フォーク」と「オ」を小さく入力して検索すると…… 10,666 件で、大きく入力して検索すると…… 193 件。この場合も、「オ」を小さく書かない人が 1% 以上いるね。

A：まいったな。

B：この違いなんかも、有料のデータベースでは気にしなくていいことなんだけどね。どちらで入れてもどちらもヒットする。ほかには、アルファベットの太文字と小文字や、全角と半角も、「公報テキスト検索」では区別するから、たくさんの表記を追加しなくちゃならない。

A：それにしても、スプーンに比べてフォークはやけに多いね。なんでフォークの発明だけがこんなに多いの？

B：まさか、これはフォークの発明じゃないよ。たぶん、ほとんどが、フォークリフトのような別の技術分野の発明だよ。

A：そうだろうね。でも、ちょっと待った。フォークリフトじゃなくて、フォークの発明だけを探すに

はどうやったらいいの？

B：ひとつの言葉を入れるだけでは不可能だね。文字コードの並びを検索しているだけだから、フォークリフトの中から食器のフォークだけを選び分けるのは不可能だね。別の工夫をするしかない。今回は、スプーンと一緒に検索をしているから、フォークリフトが紛れ込む危険性はほとんどないけどね。

A：フォークの場合は、「オ」が 2 種類あって、さらに、長く延ばす符号が 2 種類あるから、合計で 4 種類を入力して、それを OR にするってことか。なんか、いやになってくるな。そうすると、1 段目は「要約+請求の範囲」を選択して、2 種類のスプーンを OR にして、それから 2 段目は「要約+請求の範囲」を選択して、4 種類のフォークを OR にして、これで検索ボタンをクリックすると…… 154 件。なるほど、さっきは 150 件だったから 4 件洩れていたという訳か。ここから絞っていけば……

B：ここまでは表記の問題だけど、今度は、同じ意味の別の言葉も必要で……

A：それはわかっているけど、スプーンとフォークには、ほかの言い方なんて無いんじゃないの？

B：フォークはほかには無いと思うけど、スプーンには「さじ」があるし……

A：あ、そうか。だけど「さじ」なんて使う？

B：漢字の「匙」もあるし。

A：本当に明細書でそういう言葉を使っているの？ それじゃ、スプーンのところに「さじ」と「匙」も追加してみると…… 156 件か。2 件増えたね。意外とあるもんだなあ。

## 2. 公報種別のどれを選ぶか

B：次の問題は公報種別。ここまでは、「公報種別」のところを初期状態の「公開特許公報（公開、公表、再公表）」のままにしていたけど、今回の発明の場合、実用新案で出願している可能性が非常に高いから……

A：それはわかっているよ。特許を調べたあとに実用新案もやるつもりでいたから。

B：今は同時にできるから、同時にやったら？

A：同時に？ どちらかを選択するんじゃないの？ ほら、こうやって「公開実用新案公報（公

開、公表、登録実用新案)」の方をチェックすると、公開特許公報のチェックが外れて……あれ、外れない。

B：同時に選択できるようになったんだよ。特許電子図書館のサービスも進歩するからね。

A：それじゃ、公開特許公報のほかに公開実用新案公報もチェックして、同じ検索式で検索すると……327件か。さっきの2倍以上に増えたね。

B：「特許公報（公告、特許）」と「実用新案公報（公告、実用登録）」はチェックしないの？

A：こちらは権利になった公報でしょ。公開公報が出てから、公告公報や特許公報が出るんだから、先行技術調査は公開公報だけを調べていけばいいんじゃないの？

B：「公報テキスト検索」を使う、ということを前提にすれば、その考えは全くの間違いだよ。収録範囲がぜんぜん違う。公告公報や特許公報を登録系の公報と呼ぶことにすると、登録系の公報は、公開公報よりもかなり古いところまで検索できるから、登録系の公報だけでヒットする出願があり得る。

A：そうなの？ どこまで古いのが検索できるの？

B：この「公報テキスト検索」の画面の右下の「検索可能範囲」をクリックして調べてみると……特許公開は平成5年の1番から検索可能だけど、特許公告は昭和61年の10921番から検索可能となっている。

A：「公報テキスト検索」は電子出願以降の公報だけを検索していると思っていたけど、違うんだね。それじゃ、四つの公報種別を全部チェックしてから検索すると……367件か（図2を参照）。公開系の公報だけだと327件だったから、40件も増

えたね。

B：ただし、同じ出願で公開系の公報と登録系の公報の両方がヒットして増えた分もあるから、出願の数として増えた分はもっと少ないと思うけど。

A：確か、登録系の公報には要約が無いんじゃないの？ それに電子出願になる前の出願書類には、もともと、要約が無いんだから、「要約+請求の範囲」で検索していると言っても、増えた分の公報は、請求の範囲だけで検索していることになるんじゃない？

B：そういうことになるね。

A：インターネットがらみの発明のように電子出願以前の古い公報は調べなくてもいいと思えば、公開公報だけで済むんじゃない？ それに、同じ出願で公開公報と登録系の公報がヒットしてしまうと、公報を見ていくときに両方を見ることになって時間の無駄になるしね。

B：だけど、請求の範囲が補正されてから登録されたものは、同じ出願でも、公開公報でヒットしなくて、登録系の公報でヒットする、ということがあり得るよ。明細書の全文の中を検索していれば、そういうことは、まず起きないけど、要約と請求の範囲だけで検索していれば、公開公報と登録系の公報ではヒットの仕方が違う。

A：なんだか、いろいろ考えるとややこしいなあ。絞る前の検索条件はできる限り洩れなく、ということであれば、4種類の公報種別をすべて選択する、ということになる訳か。

B：手間と調査精度との兼ね合いの問題だね。まあ、絞っていくのは、どっちみち必要なことだけれど、その出発点は、できる限り洩れのないところからスタートする、というのが基本だね。

●公報種別

公開特許公報 (公開、公表、再公表)     特許公報 (公告、特許)     和文抄録

公開実用新案公報 (公開、公表、登録実用)     実用新案公報 (公告、実用登録)

---

各検索項目毎の入力方法はヘルプを参照してください。

検索項目選択	検索キーワード	検索方式
要約+請求の範囲	スプーン スプーン さじ 匙	OR
	AND	
要約+請求の範囲	フォーク フォーク フォーク フォーク	OR
	AND	
IPC		OR
	AND	
出願人/権利者		OR
	AND	
公報発行日		OR

●表示形式  項目/レイアウト表示  PDF表示  
 一覧表示はヒット件数500件以内の時に表示可能です。  
 ヒット件数 367件

図 2

- A：ここがスタート地点なんて、先が思いやられるなあ。
- B：さて、ここまでで、5段ある検索条件のうちの2段を使ったから、残りは3段。ちょっと前までは公報テキスト検索では3段しか使えなかったから、5段になったのは大変ありがたいね。でも、検索条件同士は必ずAND条件だから、使いにくいことに変わりはないんだけど。

### 3. 多様な観点を用いてヒット件数を少なく絞る

- A：検索洩れをなくすために367件を全部見るというのはダメなの。
- B：僕は絶対にやらないね。公報テキスト検索の場合、500件以内ならば「一覧表示」のボタンをクリックして、ヒットした公報の番号と発明の名称を一覧表示できるけど、そこから1件ずつ公報番号をクリックして、その内容をチェックする、というのは、おそろしく時間がかかるよ。1件をチェックするのに1分かかるとしたら、367件ならば6時間以上。
- A：それじゃ、ここから絞っていくとして、どうやって絞るかだ。この発明の場合、スプーンとフォークの先端部分だけを交換して共通の柄に取り付けるようにするわけだから、3段目を「要約+請求の範囲」にして、「交換」と入力して検索するのはどう？
- B：いいアイデアだと思うよ。でも、「交換」のほかに、同じ意味の別の言葉も入力するのを忘れないようにね。
- A：えーと、「交換」のほかに、取り替える、というのもありそうだから……
- B：それじゃ、僕がちょっと入力してみるよ。「交換 取替 取り替 取り換 取換 切替 切り替 切換 切り換」と、これぐらいかな。これで「検索」ボタンをクリックすると……9件と。
- A：交換だけでこんなに入力するの？ だけど、今回の発明で、切り換える、なんて言葉を使うかな。もっとほかに考えるんなら、「取りかえる」のように「かえる」をひらがなにするのはどうなの？
- B：もちろん追加してもいいと思うよ。ただ、すべてを網羅しようとするとは際限が無いから、主要なものだけは逃さないようにする、という気持ちでいいと思うよ。

- A：さっきのスタート地点の話とはちょっと違うんじゃないの？ さっきは、できるだけ洩れないようにすることが大切だと言っていたじゃないの。
- B：スタート地点のときの話と、それを絞るときの話は全く違うよ。スタート地点のときの検索、すなわち、これから絞り込んでいくときの前提条件としての検索というものは、できる限り洩れないようにすることが大切で、このときのヒット件数は基本的にいくら多くても構わない。「洩れない」ということに意味がある。逆に、そこから絞るときは、件数を少なくすることに意味があって、多少の洩れはあまり気にしない。
- A：絞ったあとの検索結果から洩れてしまっただけは、結局、洩れていることに変わりはないんじゃないの？
- B：それが違うんだよ。ここからが核心部分で、さっきの「交換」のところで9件になったけど、あの9件だけの内容を確認して、それで終わりにしてしまうんなら、確かに、Aさんの言うとおりで、「交換」以外の絞り方もいろいろとチャレンジするつもりなんだから、「交換」のところで洩れたとしても、ほかの絞り方でカバーしよう、という気持ちなんだよね。
- A：なるほど。だけど、9件にするのは、いくら何でも絞りすぎじゃない？
- B：そうは思わないね。ほかの人の検索のやり方を見ていると、スタート地点を得るための前提条件の検索は、かなりいい加減で検索洩れがありすぎるし、逆に、絞るときの検索条件は、条件がゆるやかすぎてヒット件数が多すぎる。絞った結果が9件、というのは少ないとは思わない。
- A：うーん、ほかの絞り方を考えるととってもね。こういうのはあんまり得意じゃないんだよ。
- B：いや、山ほどあるよ。例えば、こういうのはどう。3段目で「要約+請求の範囲」にして「共通 共有」と入力して検索すると……4件になる。もしも特許出願の要約書の中に、「共通の柄に取り付ける」なんて記載があったら、「共通」でヒットするんじゃないの？ 言葉を考えるときは、明細書でどんな文章になっているか、と考えることが重要だよ。
- A：それじゃ、こういうのはどう。3段目を「要約+請求の範囲」にして「結合 連結 接続 組立

嵌」と入力して検索すると…… 120 件。もしも「共通の柄にスプーンの先端部を結合する」と記載されていたら、「結合」でヒットするんじゃないの？「結合」と同じ意味で、「連結、接続、組立」も加えて、そして、「嵌合」の場合の「嵌」も加える。「嵌める」なんて書いてあるかもしれないから、「嵌」の 1 字だけにしている。

B：なかなか調子がいいじゃない。でも 120 件は多いよね。これを全部見るのはやめといた方がいい。

A：それじゃ、さらに 4 段目を「要約+請求の範囲」にして「分離 分割 分解」と入力して検索すると…… 12 件（図 3 を参照）。もしも「先端部を分離できるので携帯に便利である」なんていう文章があったら「分離」でヒットするはずだから。

B：その「携帯」も使えるんじゃないの？

A：そうだね。それじゃ、新しい絞り方として、3 段目を「要約+請求の範囲」にして「携帯 ポータブル 持ち歩 持歩」と入力して検索ボタンをクリックすると…… 16 件。それから、別の絞り方として、3 段目を「要約+請求の範囲」にして「着脱 脱着 取り外 取外」と入力して検索すると…… 54 件。これでは多いから、さらに 4 段目を「要約+請求の範囲」にして「セット 組み合わせ 組合」と入力して検索ボタンをクリックすると…… 5 件。

B：なんとなくコツがつかめてきたじゃない。こんなふうに、いろいろな観点で絞って、その内容を確認していけば、見る件数をあまり多くしなくても、同じ発明を見逃す危険性はずっと少なくなると思うよ。今は勉強だから、どんどん次の検索式を試しているけど、実際の調査では、これまでヒットした 9 件、4 件、12 件、16 件、5 件をそれぞれ一覧表示して、各公報の内容を確認する必要がある

からね。有料のデータベースなら、集合同士を OR にして、まとめて見ることができるとはんだけど、特許電子図書館では集合が作れないから。

A：それにしても、同じ言葉のいろいろな表記を考えたり、それに似た言葉を考えたりするのに、何かコツがないものかな。

B：一番大切なことは、明細書でどのように記載されているかを、あれこれと自分の頭で考えることだと思うけど、PATOLIS のサーチガイドを使うという手もあるよ。

A：でも、PATOLIS は契約していないし……

B：契約をしていなくたってサーチガイドは使えるよ。

A：ところで、そのサーチガイドって何？

B：PATOLIS で検索をするときにキーワードや特許分類を確認するためのサービスで、例えば、検索エンジンを使って、「PATOLIS」と「サーチガイド」を入力して検索すると、すぐに該当のホームページが見つかる。このサーチガイドの「技術用語編」を使うと、いろいろな表記を確認できる。ちょっとやってみようか。このサーチガイドの画面の「技術用語編」のボタンをクリックして……このボックスの中に「交換」と入力して「実行」ボタンをクリックすると……下の方にフリーキーワードとして「交換」という言葉が現れるでしょ。その下の「被統一語一覧」をクリックすると……ほら、「交換」に統一されているほかの言葉の一覧が出てくる。「とりかえ、取りかえ、取り換え、取り替え」など、いろいろな表記がたくさん出てくる。

A：なるほど。

B：ここに出てくる言葉は、明細書で実際に使われた言葉をもとにしているから、実際にどのような言葉が使われているかの参考になるよ。

#### 4. FI 記号を使う

A：いやー、いろいろと参考になったよ。どうもありがとう。

B：いやいや、ここからが本番だよ。

A：えー！ まだ先があるの？

B：特許分類のことは、まだ何もやってないからね。特許の調査をするのに特許分類を使わないなんて、地図を使わないで知らない土地を歩くような



図 3

ものだからね。

A：特許分類はほとんど使ったことがないから苦手だよ。

B：それでよく特許の専門家と言えるね。まあ、無理もないか。発明を権利化する仕事をしている人にとっては、特許分類は何の意味も無いからね。ところで、特許分類って何のためにあると思う？

A：発明の内容がどの技術分野に属するかを示すためです……

B：だから、なぜ、どの技術分野に属するかを決める必要があるの？

A：そう言われてみると……

B：特許分類は特許文献を調べるためにある。というよりは、特許文献を調べるためだけにあると言った方がいいかな。特許文献を調べるために付けてある特許分類を、特許文献を調べるのに使わない、というのは、全く信じ難いね。

A：だけど、どの特許分類を使うのか、よくわからないし、間違った特許分類を使ったら、大変なことになるし。

B：でも、正しく使えば、こんなに便利な調査ツールはないよ。ところで、日本の特許文献には3種類の分類が付いているのは知ってる？

A：分類はもっとたくさんあるでしょ。

B：いや、そうじゃなくて、国際特許分類すなわちIPCと、FI記号と、Fタームの3種類のこと。

A：なんか聞いたことがあるけど、国際特許分類以外は使ったことがないなあ。

B：うーん、これじゃ、説明するのにずいぶんと手間がかかりそうだなあ。

A：まあまあ、そう言わずに。とにかく使えるようにしてよ。

B：このスプーンとフォークの発明の場合、どんな特許分類を使えばいいと思う？

A：それがよくわからないんだよ。特許分類はどうやって調べたらいいの？

B：第1の方法は、自分が探している発明に近い公報をいくつか見つけて、その公報に付いている特許分類を確認する、という方法かな。この場合、いくら洩れても構わないから、探している発明に近い特許文献を効率よく見つけることがポイント。こんなはどう？ 4種類の公報種別を選択して、1段目を「要約+請求の範囲」にして「スプーン

(スペースで1文字開けて) フォーク」と入力して、検索方式は「AND」にする。2段目は「発明の名称」にして「セット」と入力する。これで検索すると……6件と少ない。その一覧表示を見る。

A：洩れてもよければ、スプーンも、フォークも、1種類の表記でいいという訳か。ところで、発明の名称で「セット」というのはどういうこと？

B：特許分類を調べるにはノイズを避けたいから、発明の名称で検索すると、ノイズを避けることができる。スプーンとフォークのセットに関する発明ならば、発明の名称に「セット」が入っているものを調べる、という手があると考えただけだよ。この6件の一覧の中から、「実登 3071588 食食用器具セット」というのを見てみようか。これをクリックすると……この公報の「国際特許分類第7版」の項目に、A47G21/06とA47G21/00があって、「FI」の項目に、A47G21/06とA47G21/00Vがある。この辺がスプーンとフォークのセットに関係する特許分類だね。

A：この「FI」というのが、さっき話をしてきたFI記号？ これって国際特許分類とほとんど同じじゃない？

B：見た目はそうだけどね。とにかく結論だけを言うと、日本の特許文献を調査するために特許分類を調べるならば、国際特許分類じゃなくてFI記号を調べること。

A：なぜ、国際特許分類じゃダメなの。

B：FI記号の利点を言うと、第1に、国際特許分類よりも細かくて、精度の良い調査ができること。第2に、全期間を通して最新のFI記号を使って遡及して調査ができること、かな。ただし、第2の特徴は、「公報テキスト検索」ではあまり生きてこなくて、あとで説明する「特許分類検索」というサービスのところで生きてくる。いずれにしても、特許庁では特許出願があると、国際特許分類ではなくてFI記号を付けているから、調査をする僕らもFI記号を使った方が調査精度が高いんだ。

A：でも、公報にはちゃんと国際特許分類が付いているじゃない。

B：あれは、対照表に従ってFI記号を国際特許分類に変換しているだけだから。

A：そうなの？ まあ、特許分類を探す第1の方法は

わかったから、第2の方法は？

B：パテントマップガイダンスのキーワード検索を使う。

A：初めて聞く言葉だね。

B：特許電子図書館の「特許・実用新案検索」のサービスの中に「パテントマップガイダンス」というサービスがある。そこに行くには、例えば、公報テキスト検索の画面の右下にある「パテントマップガイダンス」というボタンをクリックする。この「パテントマップガイダンス」の画面の真ん中あたりに「キーワード検索」という項目があるから、ここを使う。例えば、スプーンに関する発明が、どのFI記号かを調べたければ、「キーワード」のボックスに「スプーン」と入力する。そして、その右側の「照会画面」のところで「FI」か「FIハンドブック」をチェックして、「検索」ボタンをクリックする(図4を参照)。この「検索」という意味は、FI記号表またはFIハンドブックのどこかに「スプーン」という記載があったら、その部分を抜き出して表示する、というものだ。初期状態は「FIハンドブック」になっていて、分類探しのときは、この「FIハンドブック」がおすすめだね。このFIハンドブックは、FI記号の分類表のほかに、「補足説明」と「関連分野」も記載されていて、分類を探するときの参考になる。

A：いまいちピンと来ないなあ。

B：実際にやってみるよ。「FIハンドブック」をチェックして、「スプーン」で検索してみると……ヒット件数が16件となって、16個の分類箇所が表示される(図5を参照)。その一覧を見てみると、

食器としてのスプーンがA47G21/04であることがわかるし、ほかにも、「関連分野」の記載から、調理スプーンがA47J43/28にあるとか、計量スプーンがG01F19/00にあることがわかる。

A：FI記号を調べる方法はわかったから、その次にどうするの？

B：まずFI記号表をちゃんと読むこと。それには、「パテントマップガイダンス」の「照会」というサービスを使う。「照会」のところの「FI照会」の右側の「直接コード入力ボックス」に、見つけたFI記号を入力する。例えば「A47G21/06」と入力して、「照会」ボタンをクリックする。その右側の照会画面の選択項目は「FI」と「FIハンドブック」があって、初期状態では「FI」記号になっている。

A：「FI」と「FIハンドブック」はどう違うの？

B：「FI」はFI記号の分類表を見るもので、分類表を見るだけならばこちらの方が見やすい。「FIハンドブック」は、さっき説明したように、分類表のほかに、補足説明や関連分野の記載も見ること



図4



図5



図6



ができる。「FI」のままで照会ボタンをクリックしてみるよ。このFI記号表を見ると（図6を参照）、A47G21/00が「食卓用器具」で、その下位分類にA47G21/02の「フォーク」と、A47G21/04の「スプーン」があるし、さらに、A47G21/06には「テーブルサービス用器具のセット」がある。今回の発明と同じ発明があるとするれば、A47G21/00か、その下位分類のどれか、が付いている可能性が高いね。

A：上位分類，下位分類というのはどこでわかるの？

B：分類の説明文の先頭に黒丸「・」が付いていて、その数が増えると、より下位の分類になる。A47G21/00の説明文の先頭には黒丸がなくて、A47G21/02の説明文の先頭には黒丸がひとつあるから、A47G21/02はA47G21/00の下位分類だということがわかる。

A：A47G21/00の中にA, B, Cのように、アルファベットが付いているけど、これは何？ 国際特許分類では見かけたことがないけど。

B：これがFI記号の特徴のひとつで、A47G21/00の中をアルファベットで細分化している。例えば、A47G21/00のTは「スプーン、フォーク等に共通する柄」となっている。その下位分類にUとVがあるから、「スプーンやフォークなどに共通する柄」に関する特許出願があったら、特許庁ではA47G21/00T, A47G21/00U, A47G21/00Vのいずれかを付与する可能性が高いね。このFI記号に対応する国際特許分類は、アルファベットを除いたA47G21/00ということになる。ところで、国際特許分類表だけを見ていると、A47G21/00の下位分類には、A47G21/02（フォーク）やA47G21/04（スプーン）があるだけで、「共通の柄」のような分類はないから、国際特許分類表だけを見ていると、スプーンとフォークに共通する柄の発明は、A47G21/02かA47G21/04のどちらかの分類が付いていると判断する可能性がある。そのように判断した調査担当者は、A47G21/02とA47G21/04の両方の分類を使って検索する訳だけど、そうすると、A47G21/00が付与されている「スプーンとフォークに共通する柄」に関する発明が洩れてしまう。そのような理由から、日本の特許文献を調査するために特許分類を調べる時は、国際特許分類ではなくて、FI記号を調

べることが非常に重要になる。

A：そんな仕組みがあるとは知らなかったな。

B：今回の発明を探すとすれば、さっきの「共通の柄」のところのほかに、A47G21/02Cの「フォーク、スプーン、ナイフ等の結合したもの」とか、A47G21/06の「結合したまたは分離したテーブルサービス用器具のセット」のようなFI記号を使うことが考えられる。さらに、検索洩れを防ぐには、A47G21/00とその下位分類全体も視野に入れる必要がある。

A：FI記号を使った検索は、具体的にはどうやるの？

B：例えば、「公報テキスト検索」の画面で、4種類の公報種別をチェックするとして、1段目の検索項目選択を「FI」にして「A47G21/02C」と入力して、検索ボタンをクリックしてみると……58件と出る。これで、「フォーク、スプーン、ナイフ等の結合したもの」が見つかることになる。ただし、今回の発明は、結合したものではなくて、先端部分を交換できるようにしたものだから、このFI記号が付いている保証はないけどね。

A：なるほど。FI記号を使うと、スプーンやフォークなどの言葉を全く使わなくても検索式が作れる訳だ。そうすると、言葉を用いた検索で、「さじ」に気が付かなかったとか、「フォーク」の「オ」を大きくしたものを追加するのを忘れた、というようなことがあったとしても、FI記号を用いた検索式で、そういう洩れをカバーできるね。

B：そのFI記号が付いていれば、の話だけどね。僕なら、この58件を全部見ることはしないね。ほかの検索式の結果も見たいから、ひとつの検索条件で見る件数はなるべく少なくした方がいい。もっと絞って、例えば、2段目を「要約+請求の範囲」にして「交換 取替 取り替 取換 取り換 切り替 切り換 切り換 切り換」を入力して検索すると……1件となる。これを見るね。

A：これだと、同じ発明があっても洩れてるんじゃないの？

B：だから、ほかの言葉を使って絞った検索も試すことになる訳で……いずれにしても、58件の全部を見るよりも、はるかに効率的だと思うけど。

A：そうかなあ。絞りすぎるような気がするんだけど。

● 公報種別  
 公開特許公報 (公開、公表、再公表)  特許公報 (公告、特許)  知文抄録  
 公開実用新案公報 (公開、公表、登録費用)  実用新案公報 (公告、実用登録)

各検索項目毎の入力方法はヘルプを参照してください。

検索項目選択	検索キーワード	検索方式
FI	A47G21/?	OR
要約+請求の範囲	交換 取替 取り替 取換 取り換 切替 切り替 切換 切り換	AND
IPC		OR
出願人/権利者		AND
公報発行日		OR

● 表示形式  項目/レイアウト表示  PDF表示  
 一覧表示はヒット件数500件以内の時に表示可能です。  
 ヒット件数 14件

検索 一覧表示

図 7

B : 実際には、さっきのように1件になったら、次のような検索式を考えるかな。1段目を「FI」にして「A47G21/?」と入力して、2段目を「要約+請求の範囲」にして「交換 取替 取り替 取換 取り換 切替 切り替 切換 切り換」を入力して検索すると……14件となる(図7を参照)。これを見るね。食卓用器具の全体の中から、「交換」という言葉のあるものを探していることになるね。

A : 食卓用器具の全体ならばA47G21/00じゃないの? なぜ「A47G21/?」と入力するの?

B : A47G21/00を入力したら、これと同じ表記のものだけを検索することになってしまって、例えばA47G21/02のように21/00以外の表記のものは全部洩れてしまうんだ。

A : 下位分類は検索してくれないの?

B : しない。こういう分類記号の入力方法については、そのサービスごとに、いちいち確認しなくちゃダメだよ。

A : あーあ、だから特許分類を使うのはいやなんだよ。で、どうやって確認するの?

B : 「公報テキスト検索」の画面の上の方に「ヘルプ」ボタンがあるから、これをクリックする。すると、公報テキスト検索専用のヘルプ画面が出るから、その中の「(1) 表示画面の詳しい説明」の「1-1 検索画面 (入力例)」をクリックする。その中に、いろいろな項目の入力方法が載っているから、FI記号のところを見てみると、半角で入力すること、メイングループまでがA01C11の公報を検索するときは「A01C11/?」と入力すること、サブグループまでがA01C11/02の公報すべてを検索するときは「A01C11/02?」と入力すること、などが説明されている(図8を参照)。ここでは、クエ

※半角で入力してください

完全一致

例) FがA01N53/00,508Zの公報を検索する場合  
A01N53/00,508Z  
例) FがA01N53/00、Z(展開記号がなく分冊識別記号のみ)の公報を検索する場合  
A01N53/00Z

前方一致

例) サブクラスがA01Cの公報を検索する場合  
A01C?  
例) メイングループまでがA01C11の公報を検索する場合  
A01C11/?  
例) サブグループまでがA01C11/02の公報すべてを検索する場合  
A01C11/02?

範囲指定

例) サブグループの範囲がH04N9/79AからH04N9/79Zまでの公報を検索する場合  
H04N9/79A:H04N9/79Z

インデキシングコードによる検索

例) FがA01N5300,508Zの公報を検索する場合  
A01N5300,508Z

図 8

スチオンマーク(?)を使うことが重要になる。

A : わかったよ。で、FI記号を使って、ほかにどんな検索式が考えられるの?

B : 言葉だけを使った検索式と考え方は同じさ。例えば、1段目を「FI」にして「A47G21/?」と入力して、2段目を「要約+請求の範囲」にして「共通共有」を入力して検索すると……10件となる。やはり、スプーンやフォークを使わなくても済む。

A : でも、これだと、スプーンやフォークだけでなく、箸の発明なんかも入っちゃうんじゃないの?

B : 実は、それも狙い目なんだ。「共通」という言葉からは、柄を共通にして先端部だけを取り替える、というような発明がヒットすることを期待していて、この検索式は、食卓用器具全体の中からそのような発明を探している、ということになるね。もしもスプーンじゃなくて、ナイフとフォークの柄を共通にする、なんて発明が見つかったら、スプーンとフォークの柄を共通にするものが見つからなくても、今回の発明の進歩性に重大な影響を及ぼすんじゃないの?

A : それじゃ、僕もやってみるよ。1段目を「FI」にして「A47G21/02」と入力して、2段目を「要約+請求の範囲」にして「結合 連結 接続 組立 嵌」を入力して検索すると……あれ、1件か。ちょっと絞りすぎかな。

B : これはFI記号の入力方法が間違ってるね。A47G21/02のあとに「?」を入力しなくちゃいけない。さっきのヘルプのところに書いてあった

じゃない。だから、「？」を加えて検索すると…  
…ほら、44件になる。

A：やっぱり特許分類を使って検索するのは怖いね。

## 5. 「特許分類検索」を使う

B：ところで、特許分類を使って検索するための専門のサービスがあるのは知ってる？

A：さっき説明してくれた特許マップガイダンスでしょ？

B：いや、特許マップガイダンスは「特許分類を探す」ためのサービスだけど、「特許分類を使って」公報を検索するサービスとして、「特許・実用新案検索」の中に「特許分類検索」というサービスがある。

A：「公報テキスト検索」でも FI 記号を使って検索できたじゃない。

B：「特許分類検索」では、「公報テキスト検索」ではできないことができる。まず、収録期間が違う。「特許分類検索」では、非常に古いところまで検索できる。極端なことを言えば、昭和の初め頃とか、明治時代の公報まで検索できる。

A：すごいね。そんなに古いところまで検索できるの？ 有料の特許データベースでも、そんなに古いところまで検索できるものは無いんじゃない？

B：無い。この点に関しては、無料の特許電子図書館の方が優れているね。それから、FI 記号で検索する場合、最新の FI 記号を使って、古い特許文献まで遡及して検索できる。「公報テキスト検索」では、公報に記載されている FI 記号をそのまま検索しているけど、「特許分類検索」では、古い FI 記号が付いている公報や日本特許分類が付いていたような古い公報でも、データベース上で最新の FI 記号を付け直しているから、最新の FI 記号でちゃんとヒットする。

A：それは便利だね。

B：さらに、F タームが使える。「公報テキスト検索」では F タームは使えないけど、「特許分類検索」では FI 記号のほかに、F タームを使って検索できる。FI 記号と F タームを併用することもできる。

A：F タームというのは聞いたことはあるけど、使ったことはないんだよ。そんなに便利なものなの？

B：とにかく F タームの分類表を見てみようか。今回の発明の場合、FI 記号は A47G21/00 かまたはその下位分類が付くはずだから、これに対応する F タームを見てみよう。

A：FI 記号と F タームは対応するの？

B：FI 記号が決まると、その FI 記号に対応する F タームのテーマコードがひとつだけ決まる。F タームの分類表は、検索に使えるものが2千個近くあるけど、どの FI 記号が付いているかによって、どの分類表、すなわちどのテーマコードを使うかが決まってくる。

A：そうすると、F タームの分類表を探すには、まず FI 記号を決めることが必要だね。

B：その通り。特許マップガイダンスで FI 記号表の A47G21/00 のところを見てみると……分類表の右端に「3B115」という記号が見えるね。これが F タームのタームコードで、この 3B115 をクリックすると、F タームリスト、すなわち分類表の画面が現れる。ただし、テーマコードをクリックしても画面が開かないことがある。その場合は、そのテーマコードは、コードだけが決められていて F タームの分類表が作られていないか、あるいは、公開されていないものだね。その F タームは検索には使えない。

A：F タームは、使える技術分野と、使えない技術分野があるということだね。

B：そうなるね。3B115 をクリックして……ほら、これが F タームの分類表だよ (図 9 を参照)。

A：FI 記号の分類表とは見た目がだいぶ違うね。

B：一番大きな違いは、観点ごとに細分化されていて、観点ごとに分類記号が付けられるようになっていることかな。FI 記号と比較すると、まず、FI 記号は、基本的には、どれかひとつの分類記号を付ければ足りる。言ってみれば、1次元の分類表で、ひとつの直線で表された分類表のどこに位置するかを指定するようなものだね。これに対して、F タームは2次元の分類表で、ある観点ではこれに該当し、別の観点ではこれに該当し、というように、複数の分類を付けることが基本になっている。例えば、3B115 の「食卓用器具」の分類表において、観点 AA の「目的、効果」では、AA13 の「組立容易」を付与し、観点 BA の「食品用具又は特殊食品容器」では、BA02 の「スプーン、レ

3B115		食卓用器具										サービス・安全										
AA		A47G21/00-23/16																				
AA00	AA01	AA02	AA03	AA04	AA05	AA06	AA07	AA08	AA09	AA10	AA11	AA12	AA13	AA14	AA15	AA16	AA17	AA18	AA19	AA20		
目的、効果(FW)	耐薬品、耐アルカリ、耐酸	強度向上、球強(耐衝撃etc)	耐水、耐水性向上	耐水、親水性、吸油、親油性	乾燥防止	密封、シール、防湿性	耐熱、耐熱、保潔性	防かび、防菌、衛生(成人病)	乾燥、水切、排水													
	製造工程短縮		組立容易	分解、分割容易	収納容易、収納効率	滑り止め、転倒防止	飲食容易、把持容易(老人用etc)	確留、確正	調理容易												多機能(FW)(検査機、遊具、炭むきetc)	
			取扱い容易、操作性向上	運搬容易、携帯性(使い捨て)		汚物付着防止、防塵	危険防止(火傷etc)	耐電式(電子レンジ用etc)	飲食安全	表示、検別	裝飾、模様											
BA	食品用具又は特種食品容器	食品押具(ケーキetc)	スプーン、レンガ		食品保持具(指袋etc.)	水ばさみ、角砂糖ばさみ	箸(分離別体)	割り箸(連結一体)													食品切断具(FW)(はさみ、糸etc)	ナイフ
		食品刺具(FW)(ラージ用etc)	フォーク	匙	柄杓		かき棒(ドラムetc)		食品吸込具(ストローetc)													
		食品付着具(バター塗布具etc)		食品排出具(すりきり機etc)	ナプキン				他の食品用具(FW)(検査機、炭むきetc)	他の食品容器(FW)(ビン、グラス、缶etc)												
BB	食品用具等のホルダー	深底ホルダー		浅底ホルダー(テーブルマットetc)	柔軟食物シート(テーブルマットetc)		盛台、かご	部分取器具(箸置etc)														
		吊下げホルダー(フックetc)	挟持ホルダー(クランプetc)	粘着、吸着型ホルダー(マジックファスナーetc)																		
BC	ホルダーの付属部材	蓋、密封具、栓	スライク開閉	ヒンジ開閉	回転開閉	取手、把持部材	食品用具・容器に取付けた組合部、掛部		仕切部材(水平欄、垂直板)													扉部
			食品用具取出装置	長手方向落下装置	側方落下		長手方向取出具	側方取出具														
CA																						

図 9

ング」とBA12の「フォーク」を付与する、というような付与の仕方をする。したがって、スプーンとフォークを分解・組立式にする、というような発明を探すならば、3B115AA13と3B115BA02と3B115BA12の論理積をとる、すなわちANDにする、というような検索が考えられる。ほかの違いとしては、FI記号は発明の主題に対して分類記号が付けられるけど、Fタームは実施例レベルの記載内容に対しても分類記号が付けられる。

- A : そんなうまい具合にFタームが付いているの？
- B : Fタームの思想としては、そのようにうまい具合に検索できるようになっている。だからこそ、特許庁での審査では、このFタームを先行技術調査の中心ツールとして使っているようだね。だけど、調査の経験が長いとわかってくるけど、理想と現実は一致しない。例えば、3B115BA12を指定すれば、「フォーク」に関係する特許文献が全部ヒットするような気がするけど、そうはいかない。フォークに関する記載のある特許文献であっても3B115BA12が付与されていない、ということは珍しくない。半分ぐらいは洩れていると思った方がいい。逆に、3B115BA12でヒットしたから、フォークに関係のある特許文献だな、と思って公報を読んでみると、フォークのことはどこも書いてない、ということもある。

- A : ずいぶんいい加減なんだなあ。
- B : いい加減というのは言いすぎだけど、そういうものだと覚悟をして使えば、非常に便利なものだよ。Fタームは、活用すれども、信用せず、といったところかな。Fタームで検索して洩れる分は、ほかの検索でカバーしよう、という気でいれば、洩れても腹が立たないしね。一番良くないのは、Fタームだけで検索して、ほかには何もしないことかな。
- A : そういものなのか。それで、その「特許分類検索」というサービスでFタームはどうやって使うの？
- B : 「特許分類検索」という画面を出してみると(図10を参照)、入力するところはたくさんあるけど、先行技術調査が目的ならば、かなりの入力箇所は省略できるよ。まず、「分類指定」の項目は、初期状態の「FI・Fターム」のままでよい。「資料型」の項目も、初期状態のままで、何もチェックしない。何もチェックしないと、全ての資料型が検索対象になる。「公知日・発行日」も、初期状態のままで、何も入力しない。「テーマ」の項目は、Fタームのテーマコードを入力する。今回の発明の場合は、「3B115」と入力する。「検索式」の項目には、3B115の中の分類記号を入力する。例えば、「BA02 \* BA12 \* AA13」と入力する。こ

れで、「スプーン」と「フォーク」と「組立容易」を指定したことになる。アスタリスク (\*) の記号は AND の意味だね。これで「検索実行」ボタンを押すと…… 61 件と出てくる。

A：分類を三つも AND にして、61 件もヒットするのはね。

B：これが F タームの特徴さ。もともと、分類同士の AND が機能するように分類が付けられているからね。これが FI 記号だと、分類同士の AND にしても、必ずしもうまくいかない。そういうふうに分類が付与されていないから。61 件でもまだ多いから、例えば、さらに「運搬容易、携帯性」の「AA23」を AND にすると…… 13 件になる。これなら公報を見るのに適切な件数だし、今回の発明と同じものがあるとすれば、これで見つかる可能性は十分あるね。

A：それじゃ、実際に見てみようか。

B：番号リストを見る前に、公開公報を優先して表示するか、登録系の公報を優先して表示するかを選

べるよ。実用公開については全文も選べる。選ぶためには、画面の右下の「表示指定」のところで、どれかをチェックすればいい。初期状態は「公開優先」になっている。この「表示指定」の項目があるところを見ると、「特許分類検索」のサービスでは、同じ出願の公開公報と登録系の公報は、どちらかだけをリストアップするようになっているね。

A：これなんかも、「公報テキスト検索」とは違うね。この初期状態のままで番号リストを見る？

B：そうしようか。この「リスト」のボタンをクリックすると、13 件の文献番号リストが出る（図 11 を参照）。この番号を 1 件ずつクリックすれば、公報を見ることができるよ。

A：うーん、この公報画面はあんまりきれいじゃないなあ。PDF 表示は選択できないの？ 「公報テキスト検索」では PDF 表示ができるのに。

B：「特許分類検索」では PDF 表示はできないみたいだね。この粗い画像だと読みにくいし、印刷もうまくいかないし……それじゃ、番号リストだけを印刷しておいて、その番号を「特許・実用新案公報 DB」のサービスで入力して PDF 表示で見ると、ということにしようか。

A：なんだか、いちいち面倒だな。「特許分類検索」でも公報の PDF 表示ができればいいのに……えーと、「特許・実用新案公報 DB」に移って……番号を入力して…… PDF 表示をチェックして……それから「文献単位 PDF 表示」をクリックして公報の全頁を一括して表示・印刷ができるようにして……公報を見ていくと……あれ、ちょっと見て。これは今回の発明と同じじゃない？ この実開昭 47-9781 の図面なんだけど（図 12 を参照）。



図 10

項番	文献番号	
1.	実開昭62-020575	飲食用具立て
2.	実開昭59-174083	携帯用飲食具
3.	実開昭58-095775	飲食用ナイフ、フォーク、スプーンセット
4.	実開昭55-018323	ナイフ、フォーク、スプーンセット
5.	実開昭53-075287	洋食器セット
6.	実開昭52-083879	食事用スプーン、フォーク類差替固定ホルダー
7.	実開昭50-057789	洋食器セット
8.	実開昭47-009781	携帯用洋食器セット
9.	実公昭38-018380	
10.	実公昭34-012164	
11.	実公昭32-001457	
12.	実公昭32-001456	
13.	実公昭29-007785	

図 11

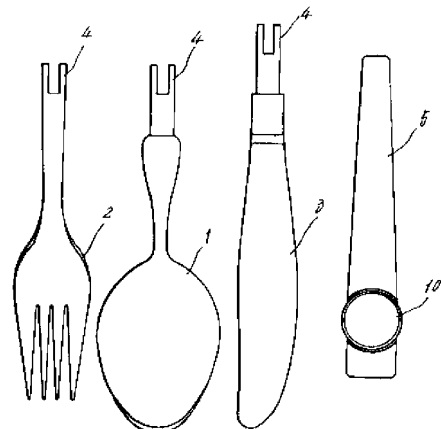


図 12

B：これは、スプーンとフォークのほかに、ナイフの先端も共通の柄に接続するように見えるね。それに、ちょうど半分の長さで分解できるように見えるから、携帯に便利かもしれない。明細書にはなんて書いてあるの？

A：それが、これは昔の実用新案の公開公報だから、請求の範囲と図面の簡単な説明しか書いてないんだ。だから、詳細な説明は見られない。

B：全文を見ればいいじゃないか。

A：明細書の全文はマイクロフィルムに入っていて、公報には無いでしょ。

B：だから、そのマイクロフィルムを見るんだよ。

A：えっ？ 特許電子図書館でマイクロフィルムの部分を見られるの？

B：見られるよ。「特許・実用新案公報DB」の「文献種別」で実用全文の「U1」を指定してから公開番号を入力すれば（図13を参照）、公報じゃなくて、明細書の全文を表示できる。さっきの「特許分類検索」のサービスのところの「表示種別」でも実用全文を選べるようになっていたじゃない。

A：そうか。それじゃ、全文を指定して……明細書を読んでみると……えーと、「半分の長さに組むことができ、かさばらないから携帯に便利となり」と書いてある。

B：なるほど、探しているものにピッタリだね。この実開昭47-9781は、「公報テキスト検索」のサービスを使っていたら絶対に見つからなかったな。「公報テキスト検索」の収録期間よりも古いものだから。

A：古い発明まで検索するには「特許分類検索」のサービスは便利だね。

B：最近の発明だって、Fタームで検索するならば「特許分類検索」を使うしかないよ。それから、「特許分類検索」ではFI記号とFタームを併用できる。例えば、「特許分類検索」のサービスで、「テーマ」の項目に「3B115」を入力しておいて、「検索式」のところ、「テーブルサービス器具のセット」のFI記号のA47G21/06を入力して、「A47G21/06 \* BA02 \* BA12 \* AA14」と入力することもできる。これで検索すると……7件になる。

A：「A47G21/06」の最後のところには「？」を付けるんじゃないかったの？

B：それは「公報テキスト検索」の場合だけ。「特許分類検索」のサービスでは「？」はいらない。というか、「？」を入れるとエラーになる。「特許分類検索」専用のヘルプを見てみようか。「特許分類検索」の画面の上の方にある「ヘルプ」ボタンをクリックして……出てきた画面で「(1) 表示画面の詳しい説明」の「1-1 検索画面 (入力例)」をクリックして……分類のところを見てみると……「階層検索」という言葉が出てくる（図14を参照）。だから、上位の分類を入力すると下位の分類まで検索してくれる。ただし、例外として、FI記号の分冊識別記号すなわち最後のアルファベットまで指定すると、階層検索は実施しない。また、最後のアルファベットまで入力するときはアルファベットの前に「@」を入れる。逆に「公報テキスト検索」のサービスでは、この「@」は入力してはいけない。わかった？

特許・実用新案公報DB



●文献種別 文献種別を以下の記号で入力して下さい【半角英数字】。  
 特許公開：A 特許公表：B 特許： 特許公表： A 特許明細書： O 公開採録： NI  
 再公表： AI 特許請求： H 実用公報： U 実用全文： UI 登録実用： U  
 実用公告： Y 実用登録： Y 実用公報： U 実用明細書： Z 実用請求： I

●文献番号 文献種別に対応した形式で、文献番号を入力して下さい【半角英数字】。

文献種別	特許公開・特許公表・実用公報	特許公表・実用全文・実用公告・実用公表	再公表
指定形式	西暦1999年以前の発行分 元号 和暦年 -- 連番号 西暦2000年以降の発行分 元号 和暦年 -- 連番号 または 西暦年4桁 -- 連番号	元号 和暦年 -- 連番号	0 + 西暦下2桁 -- 連番号年4桁 -- 連番号
例	H09-123456 H12-123456 または 2000-123456	S46-123456	005-123456 または 2005-

文献種別	文献番号	文献種別	文献番号	文献種別	文献番号
1. U1	S47-9781	2.		3.	
5.		6.		7.	
9.		10.		11.	
		12.			

●表示形式  項目/レイアウト表示  PDF表示  
 ●表示種別 全頁

図 13

FI	H01L12/33を検索する場合 例) H01L12/33 G1B20/16で識別記号S40の分冊識別記号Dを検索する場合 例) G1B20/16.540D *識別記号の間にせ(シ)で、分冊識別記号の前に“(A)アルファベット”を入力してください。 (階層入力の方法は下記「※階層検索」を参照)
IPC	B32B27/00を検索する場合 例) B32B27/00 *層階記号を省略してB32B27/00104を検索する場合 例) B32B27/00.104 *インデキシングコードF029K906を検索する場合 例) B29K906 (階層入力の方法は下記「※階層検索」を参照)
フセット	ZAAを検索する場合 例) ZAA

※ 階層検索  
 特に出ない場合、指定された検索キーの下位階層の検索キーも取得し、検索の対象として検索します。(階層検索) 階層検索を行って取れない場合(完全一致)は、検索キーの先頭に“(A)アルファベット”を付加します。  
 分冊識別記号まで指定されたFIは、階層検索は行いません。  
 階層範囲が取得できない場合は階層検索なし(完全一致)で検索します。

・入力例  
 (Fターム)  
 階層検索あり → A401(下位階層)A402とA403が並び、[A401+A402+A403]と同じ  
 階層検索なし → SA401(下位階層の有無に関わらず、A401のみ検索)  
 (FIまたはIPC)  
 階層検索あり → G11B15/00(下位階層)G11B15/01が並び、[G11B15/00+G11B15/01]と同じ  
 階層検索なし → \$G11B15/00(G11B15/00のみ検索)

図 14

- A : はっきり言って、意味が全くわからない。
- B : じゃ、試してみようか。まず、「特許分類検索」の画面で、「検索式」のボックスに「A47G21/00」と入力して検索すると…… 7204 件になる。これを「公報テキスト検索」の流儀で「A47G21/?」と入力すると「不正な文字が入力されています」と画面に出て、検索をしてくれない。
- A : それにしても、「公報テキスト検索」と「特許分類検索」で、分類の入力方法がなぜこんなに違うの？
- B : 実は、「公報テキスト検索」で使っているデータベースと、「特許分類検索」で使っているデータベースは、全く別物でね。「公報テキスト検索」のデータベースは、基本的に、公報に記載された内容をそのままデータベース化したものだから、公報に書いてないことは検索しない。一方、「特許分類検索」のデータベースは、それぞれの特許出願について、きちんとメンテナンスされた情報が組み込まれている。だから、その特許出願に付いている分類記号は、データベース上では、分類の改正や分類の付け直しなどに応じて変化していく。公報に記載されていない F タームも、データベース上では特許出願に付与されている。そして、「特許分類検索」のサービスでは、特許分類の階層情報も組み込まれていて、上位の分類で検索すれば、下位の分類まで検索してくれる。
- A : さっき、最後のアルファベットまで指定すると階層検索は実施しない、というのがあったけど、あれはどういう意味？
- B : これも試してみようか。「特許分類検索」の「検索式」のボックスに「A47G21/00@T」と入力して検索すると…… 438 件になる。この A47G21/00T というのは、前に調べた「スプーン、フォーク等に共通する柄」だよ。この場合、「特許分類検索」では、最後のアルファベットの前に「@」を入れないとエラーになる。
- A : とてもじゃないけど覚えきれないね。
- B : この A47G21/00T だけど、これには下位分類があって、前に調べたように、A47G21/00U の「装飾のためのもの」と、A47G21/00V の「特定の機能のための形状、構造を有するもの」がある。今回の発明の場合、「共通の柄」で、さらに、「特定の機能のための形状」に該当しそうだから、A47G21/00V が付いている可能性がある。だから、上位の A47G21/00T だけを入力すると、A47G21/00V が洩れてしまうけど、「検索式」のボックスに下位の分類まで入れて「A47G21/00@T + A47G21/00@U + A47G21/00@V」とすれば大丈夫。これを検索してみると…… 1,040 件になる。「共通の柄」は、438 件ではなくて、1,040 件だね。
- A : うーん、やっぱり、分類を使うのは難しそう。
- B : 特許分類を使うことは大切だけど、いい加減な入力方法でやると、ひどい失敗をすることになるからね。
- A : いずれにしても、ちゃんとした検索をしようと思ったら、「公報テキスト検索」じゃなくて、最初から「特許分類検索」を使うのが良さそうだね。
- B : いや、そもいかななくて、「特許分類検索」では言葉が使えないから、必ずしもうまくいかない。FI 記号や F タームだけで少ない件数まで絞れるとは限らないからね。たいていの場合、言葉を使わないとうまく絞れないから、「公報テキスト検索」を使うことになる。
- A : あちらを立てれば、こちらが立たず、ということか。結局、両方のサービスで試してみるのが最善のようだね。でも、ここまで調査ができるんなら、有料のデータベースは使わなくてもいいような気がするけど。
- B : いやー、そうはいかないよ。特許電子図書館だけでは、とても、ちゃんと調べたとは言えないね。明細書の全文の中の言葉では検索できないし、公報テキスト検索では古い公報は検索できないし、検索結果の集合同士の論理演算はできないし、連続出力はできないし……
- A : はいはい、わかったって。ちゃんとした調査報告書を作るんならそうかもしれないけど、自分で近い公知文献を見つけるだけならば、今日の勉強で十分に使えると思うよ。
- B : 確かに、昔のことを思えば、無料の特許データベースでこれだけのことができるようになったのは格段の進歩だよ。これからもどんどん進歩していくことを大いに期待するね。

(原稿受領 2007.5.14)